令 和 ８ 年

第 ７ 回

富里市農業委員会議事録

令 和 ８ 年 ７ 月 ９ 日 （ 木 ）

富里市役所分庁舎２階大会議室

富 里 市 農 業 委 員 会

富里市農業委員会総会議事録（第７回）

日　時　令和８年７月９日（木）

場　所　富里市役所分庁舎２階大会議室

招集者　富里市農業委員会会長　相　川　克　義

議　事　１　議事録署名委員の指名

２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

３　議案第２号　農地利用最適化推進委員候補者の決定について

４　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

５　報告第１号　農地法第４条の規定による届出について

６　報告第２号　農地法第５条の規定による届出について

７　報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

農業委員

出席（８名）

１番	欠　員	２番	田　口　榮　一
３番	秋　元　和　子	４番	森　田　孝　子
５番	伊　井　義　則	６番	塩　澤　英　一
７番	津　田　博　明	８番	相　川　克　義

欠席（０名）

◎開　会

議　　長　これより令和８年第７回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は７名中７名ですので、会議は成立しております。

（午後１時21分）

◎議事録署名委員の指名

議　　長　日程第１　議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第２項の規定により、議長において指名します。

伊井　義則　君、塩澤　英一　君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第１号

議　　長　日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転１を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員　はい、議長。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転１について、書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は議案書記載のとおりです。

申請の理由は、権利者は贈与を受ける。義務者は、６名共有のうち５名分を権利者に贈与するとのことです。

申請地は、旧洗心小学校から南へ700ｍです。

現地の農地の状況は、秋冬作物のためか綺麗にロータリーがかけられていました。

隣地との境界は、杭で確保されていました。

申請地は市道に接しており、進入路は確保されています。

第三者の権利はありません。

申請者は、主に人参を作付けしています。

権利者の経営状況は、兼業農家であり従事人数は４名で、本人は100日、夫100日、父100日で義務者の親族で農地の管理をしています。

農業に関する機械は一式保有しています。

土地取得後は、同じく人参を作付けする予定です。

通作距離は、徒歩で２分です。

取得後も今まで同様に耕作しますので、周辺農地への悪影響はありません。

農薬の使用については、地域の防除作業に従います。

以上のことから、効率的に耕作されるものと判断します。

以上、報告を終わります。

議　　長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議　　長　次に、所有権移転２を議題とします。

なお、本件については所有権移転３と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は、所有権移転２及び所有権移転３を分割して行います。

津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員。

津田委員　はい、議長。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転２及び所有権移転３について、関連がありますので一括で書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は津田です。

概要は、議案記載のとおりです。

申請の理由については、権利者は規模拡大、義務者は廃業により近隣農業従事者で耕作してほしいとのこと。

申請地は、株式会社インザイトラスパー富里営業所から北西へ約200ｍに位置し、農地の状況は畑・ハウス内はプラソイラがかけてあり、綺麗に整備されていました。

境界は杭で確保されています。

市道に接しており、進入路は確保されています。

第三者の権利はありません。

権利者の経営状況は、自己所有地63,962㎡、借入地193,062㎡で合計257,024㎡になります。

主な作物は、小松菜、人参、大根、甘藷を作付けしています。

農業に関する機械は一式保有しています。

権利者の農業経験は12年です。

農地取得後は、現在と同じ農作物を作付けする予定です。通作距離は車で１分です。

権利者は申請農地に隣接した農地を耕作しており、ここで耕作することは周辺耕作者の理解を得ているものと認識しています。

農地所有適格化法人としての要件を満たしています。

以上、報告を終わります。

議　　長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより所有権移転２を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転３を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議　　長　次に、賃貸借権設定１を議題とします。

なお、本件については、賃貸借権設定２と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は、賃貸借権設定１及び賃貸借権設定２を分割して行います。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員　はい、議長。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について　賃貸借権設定１及び賃貸借権設定２について、関連がありますので一括して書類審査並びに現地調査の結果について報告いたします。担当は塩澤です。

概要につきましては、議案記載のとおりです。

申請理由は、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小です。

申請地は、十倉の信号を八街方面に200ｍ行き、左折して600ｍ入った場所に位置します。

申請地はよく整備されており、耕作もされていました。

進入路は、間に他人の畑がありますが、所有者から了解を得ており確保されていました。

第三者の権利はありません。

取引価格は、賃貸借権設定１は年額３万円、賃貸借権設定２は年額７万５千円です。

権利者は農家を営む法人で、事業目的は農産物の生産加工販売、農産物の貯蔵及び運搬、農業生産に必要な資材の生産販売、農作業の委託、以上に付帯する一切の業務です。

他市の農業委員会から営農証明書が添付されていました。

取得後は、ブルーベリーを予定しています、

経営規模は、畑4,867㎡、保有機械は軽トラック、常用草刈り機、他リース対応。

営農者は４人で他パートを雇用しています。

通作距離は28ｋｍ、車で48分です。

以上のことから、効率的に耕作されるものと思われます。

以上、報告いたします。

議　　長　ただいまの説明について意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより賃貸借権設定１について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

次に、賃貸借権設定２を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定いたしました。

◎議案第２号

議　　長　日程第３　議案第２号　農用地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい。議長。

議案第２号　農地利用最適化推進委員候補者の決定について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第17条第１項の規定により、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとされています。

本年２月２日から２７日まで、市公式ホームページや市広報紙等により推進委員の募集を行ったところ、１２名の募集に対し１２名の方から御応募いただき候補者としました。

候補者の詳細につきましては、次第の６ページから８ページをご確認ください。

今回は候補者の決定であり、推進委員としての委嘱の決定は７月２１日の臨時総会にて議案として提出され、審議していただくことになります。

説明は以上です。

議　　長　ただいまの説明について意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定いたしました。

―――

◎議案第３号

議　　長　日程第４　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい、議長。

事 務 局　議案第３号　農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について御説明いたします。

本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、６月２６日付にて富里市長より農業委員会会長に対し農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の９ページから１３ページに記載のとおりです。

以上です。

議　　長　ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定しました。

―――

◎報告第１号

議　　長　日程第５　報告第１号　農地法第４条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい、議長。

報告第１号　農地法第４条の規定による届出について、御報告します。

次第の１４ページに１件ございます。

令和８年６月１８日付で届出のありました農地法第４条の規定による届出につきましては、

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議　　長　報告第１号について質問等はございませんか。

（発言する者なし）

ないようですので、了承いただきたいと思います。

―――

◎報告第２号

議　　長　日程第６　報告第２号　農地法第５条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい、議長。

報告第２号　農地法第５条の規定による届出について、御報告します。

次第の１５ページに１件ございます。

令和８年６月２日付で届出のありました農地法第５条の規定による届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議　　長　報告第２号について質問等はございませんか。

（発言する者なし）

ないようですので、了承いただきたいと思います。

―――

◎報告第３号

議　　長　日程第７　報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局　はい、議長。

報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、御報告します。

次第の１６ページに１件ございます。

農地法第１８条第６項の規定による農地の貸借における合意解約の通知につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、令和８年６月３日付でこれ

を受理しました。

以上です。

議　　長　報告第３号について質問等はございませんか。

（発言する者なし）

ないようですので、了承いただきたいと思います。

◎閉　会

議　　長　以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

（午後1時39分）

議事録署名委員

会　　長

署名委員

署名委員